

# 八幡市防災アプリ

yawatashi bousai app

災害時等に市民の皆さんのが避難に関する情報を確実に、わかりやすく入手できる「八幡市防災アプリ」の運用を4月1日(木)から始めました。いざという時に備えて、ぜひご利用ください。

今回は、防災アプリの主な機能を紹介します。

操作画面には、気象情報、水位・カメラ、ダム貯水率、雨量、気象、台風、土砂災害、地震、避難所等のモニタリング機能が含まれています。また、QRコードによるアクセス方法や、iOSとAndroidのダウンロードリンクも表示されています。

機能紹介図では、以下の点が説明されています：

- レベル1 早期注意**、**レベル2 注意**、**レベル3 警報**、**レベル4 避難**、**レベル5 災害発生**による避難レベルの変化と点滅警報機能。
- 災害の危険度が色で分かる！**（気象情報による色分け）
- プッシュ通知で災害情報を届け！**
- 気になる情報はタップで詳細表示！**
- QRコードを読み込んでアクセス**（QRコードによるアクセス方法）
- 無料で今すぐダウンロード！**（App StoreとGoogle Playのダウンロードリンク）

## 八幡市防災アプリでできること

できること01 気象や河川の情報をいつでも確認！

気象情報や雨雲接近をプッシュ通知でお知らせ。河川カメラや水位計をタップで確認できます。

できること02 防災マップで災害リスクを確認！

浸水想定区域、土砂災害警戒区域、震度分布、被害状況などを防災マップで確認できます。

できること03 開設中の避難所がわかる！

今いる場所から一番近い避難所を表示し、混雑状況もお知らせします。

できること04 家族や友人と安否情報を簡単共有！

アプリ利用者とグループを作成しておけば、一緒にSOSを配信・受信できます。

できること05 使う人に合わせたモード切替！

外国人の方や、スマホ操作が苦手な方向けのモードに切り替えることができます。

八幡市の公式アプリです。  
他にも色々な機能があります。  
いざという時に備え、  
アプリをダウンロードし、  
平時から情報入手をこころがけましょう。

お問い合わせ先  
八幡市 防災安全課

TEL: 075-983-3200  
FAX: 075-982-7988  
MAIL: bousai@mb.city.yawata.kyoto.jp

本協定は、市内で災害が発生または発生する恐れがある場合に市からの要請に応じて、仮設事務所などに活用できるユニットハウスや仮設トイレなどを供給いたします。ただくというものです。これらの物資の供給を受けることにより、衛生的な生活環境の確保などが充実した被災者支援を実施することができます。

（株）千葉県柏市）と「災害時における救援物資の供給に関する協定」を締結しました。

4月5日（月）、市は三協フロンティア（株）（千葉県柏市）と「災害時における救援物資の供給に関する協定」を締結しました。

協定を締結した福本統括部長（右）と堀口市長

## Jアラート全国一斉情報伝達試験

全国瞬時警報システム（Jアラート）の全国一斉情報伝達試験に伴い、市内36箇所の防災行政無線から下記の日時・内容で放送が流れます。試験放送のため、避難をする等の必要はありませんので、ご注意ください。

日時 5月19日(水)午前11時  
内容 「（チャイム）これはJアラートのテストです（3回繰り返し）。

こちらは八幡市です。（チャイム）」  
防災行政無線テレホンサービス※防災行政無線の放送内容が聞き取れなかった場合やもう一度聞きたい場合は次の電話番号へお掛けください。

☎982-2484、982-2485  
※八幡市防災アプリや市ホームページでも放送内容を確認することができます。

## 日常生活用具種目表の見直しについて

八幡市障害者日常生活用具給付等実施要綱に基づき、日常生活を便利に、または容易にするために必要な用具を給付しています。

事由	区分	種目	対象者	性能等	支給限度基準額	耐用年数	介護保険適用
新規	情報意思疎通支援用具	人工内耳用電池	【対象：障がい児】18歳に達する日以降の最初の3月31日までにある人工内耳装用の聴覚障がい児	人工内耳に使用する電池	3,000円	月単位	なし
条件追加	自立生活支援用具	聴覚障がい者屋内信号装置（サウンドマスター、聴覚障がい者用目覚時計、聴覚障がい者用屋内信号灯を含む）	【対象：障がい者・障がい児】聴覚障がい2級（聴覚障がい者のみの世帯およびこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの※用途が異なれば、過去10年間で合計87,400円を上限とし、複数回申請可	87,400円	10年	なし
対象者拡大	情報意思疎通支援用具	人工喉頭	【対象：障がい者・障がい児】音声言語機能障がい者であって、無喉頭、発声筋麻痺等により音声を発することが困難な者	笛式：気管孔からの呼気で笛（ゴム弁）をふるわせ、その音を口内に導いて共鳴させ、会話する装置 電動式：電気的に作られた振動音をのどにあてて、空気の振動として伝え会話する装置	笛式5,150円（ゴム弁を付とした場合は3,100円増） 電動式72,203円（価格には、電池または充電器を含むものであること）	4年	なし

この度、日常生活用具給付事業で給付できる種目を追加・変更しましたので、お知らせいたします。

※給付を検討されている人は、購入前に障がい福祉課までお問い合わせください。

障がい福祉課（☎983-2129、FAX981-8080）